

## 1 改正の背景

家畜遺伝資源法に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年法律第22号）が施行後5年を経過することから、その施行状況を確認するため、令和7年4月から「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に係る検討会」を開催し、検証結果を踏まえて、同年6月にとりまとめを公表しました。

以下が、同とりまとめにおける譲渡契約等に関する「検証」と「検証結果を踏まえた対応」の主な抜粋です。

### ＜検証＞

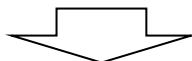
#### ① 譲渡契約等の締結状況（令和5年時点）

家畜遺伝資源生産事業者における譲渡契約の締結状況は、家畜人工授精用精液でほぼ100%、家畜受精卵で84%となっている。

#### ② 家畜受精卵における譲渡契約の検証

家畜受精卵は、その所有者が、雌牛の飼養者である場合や、家畜人工授精所である場合があり、家畜人工授精用精液に比べてその所有権や管理方法が曖昧になりがちであることが、譲渡契約の締結等が進んでいない理由の一つと考えられる。

本法の保護対象は、家畜遺伝資源生産事業者が契約その他省令で定める行為により、その使用制限を明示した家畜遺伝資源であり、流通の川下の譲受者が、使用制限が付されていることを認識することができなければ、使用制限外の利用につながるおそれがある。



### ＜検証結果を踏まえた対応＞

#### ① 確実な遺伝資源の管理・保護のためには、譲渡契約等の実施率を100%にするための取組が重要である。

#### ② その際、家畜受精卵については、譲渡契約等の主体となる所有者を明確にして推進することが重要である。

不正競争行為への抑止力を高めるため、省令に定められた手法とその意義を再周知する必要がある。具体的には、契約約款例に、当該契約約款の対象となる家畜遺伝資源にはストローへの「(R)」表示がなされている旨を記載するなど、複数の行為を組み合わせた取組事例を示すことが効果的である。

## 2 改正の概要

1 の提言を踏まえた主な改正点は以下のとおりです。

改正後	改正前
(令和7年12月5日付け7畜産第1905号-1 農林水産省畜産局畜産振興課長通知)	(令和元年9月30日付け元生 畜第814号農林水産省生産局畜 産部畜産振興課長通知)
<b>(別添1－1) 家畜受精卵生産等委託契約約款 条項例A</b> <p>家畜受精卵は、その生産につき様々な関係当事者が想定されることから、生産された家畜受精卵の所有者を明確にした譲渡契約等を推進するため、生産等委託契約の契約約款例を新たに追加</p>	(新設)
<b>(別添1－2) 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵譲渡契約約款 条項例B</b> <p>改正前の別添1を更に充実（主な改正ポイントは以下のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲及び乙が、譲渡が可能である者であることを確認できるよう、第2条を追加</li> <li>・甲が「(R)」表示を行うこと、また、乙以下の川下の関係者が「(R)」表示を削除等しないよう、第3条第2項を追加</li> <li>・乙が精液等を第三者に譲渡が可能である者であることを確認できるよう、第5条第1項を追加</li> </ul>	(別添1) 家畜人工授精用精液等 譲渡契約約款 条項例（案）
<b>(別添2) 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵譲渡契約約款への合意宣言書</b> <p>ほぼ変更なし</p>	(別添2) 家畜人工授精用精液等 譲渡契約約款への合意宣言書
<b>(別添3) 家畜遺伝資源の生産段階における所有者の類型と譲渡契約の関係</b> <p>参考資料として新たに追加</p>	(新設)
<b>(別添4) 家畜受精卵生産等委託契約約款条項例及び家畜人工授精用精液又は家畜受精卵譲渡契約約款条項例 説明書</b> <p>契約約款条項例を作成した主旨、背景を含む逐条解説であり、(別添1－1) 及び (別添1－2) の新設・改正に伴う所要の改正</p>	(別添3) 家畜人工授精用精液等 譲渡契約約款条項例 説明書
<b>(別添5) 家畜遺伝資源法による知的財産としての価値の保護対象となるために必要な契約以外の方法により制限を明示する方法</b> <p>参考資料として新たに追加</p>	(新設)